

# 特記仕様書

## (1) 共通事項

### (適用範囲)

本仕様書は、(仮称)西小倉地域小中一貫校グラウンドほか詳細設計業務委託(以下、本委託)に適用する。

### (業務の目的)

既存西小倉中学校を地域の3小1中が利用する小中一貫校に整備するため、建築工事とは別にグラウンドの整備及び駐車場、通路の検討を行うものである。令和4年度に実施済みの基本設計をもとに詳細設計を業務委託する。

### (委託内容)

本業務の内容は次のとおりとする。ただし、学校施設を利用しながらの新校舎建築・旧校舎解体を実施することから、正門を含む北側敷地と南側の敷地を分割して発注する必要がある。そのため、設計についても3工区に分けて検討すること。

#### 1. 学校グラウンドほか詳細設計

メイングラウンド、サブグラウンド、テニスコート(2面)、駐車場(10台程度及び駐輪場)、通路詳細設計:1式(体育施設及び防球ネット等付属物、来校者用駐車場・通路、関係機関との協議資料作成含む)

なお、過年度に実施している基本設計において、メイングラウンドは雨水のグランド貯留を行うことを検討している。グラウンド表面における必要調整容量(表面貯留量)及び下流への許容放流量を算出し、宇治市治水対策課と協議するための資料作成を行う。

#### 2. 照明・電気設備設計(対象:通路、駐車場)

通路及び駐車場(駐輪場含む)に必要な照明について、基本設計の成果に基づいた受配電設備及び照度の検討・設計を行う。

#### 3. 概算工事費の算出

数量計算書により、概算工事費の算出を行う。メイングラウンド、サブグラウンド、テニスコート、駐車場、通路等エリア毎に内訳を作成すること。また、材料単価については、3社以上から見積を徴取し、比較表を作成すること。

#### 4. 施工計画の検討

令和7年度から令和9年度にかけて新校舎建築、旧校舎等解体及び学校敷地内の水路工事等が同時進行で施工するため、グラウンドや通路整備の順序や工程に十分な検討を行い、設計図書に基づき、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算にあたって必要な計画書を作成する。

既存西小倉中学校は令和7年度まで供用中であり、令和8年度からは小学生及び中学生が新校舎を利用することとなるため、正門や通路、サブグラウンドの整備は令和7年度中に完了する必要がある。児童や学校関係者の安全に十分配慮した工事車両の通行経路及び車両規格の検討を行うこと。

### (履行期間)

本委託の履行期間は、令和7年3月14日までとする。

### (使用する技術基準等)

#### 【設計の技術基準等】

- 1) 本特記仕様書に定めなき事項は、契約書・設計図書によるほか、宇治市「土木設計業務等共通仕様書」、国土交通省近畿地方整備局「土木設計業務等委託必携」、京都府「土木設計業務等委託必携」、日本体育施設協会「屋外体育施設の建設指針」に準ずるものとする。また、本業務における照査は、近畿地方整備局「詳細設計照査要領」に準じて行い、照査報告書に含めて提出するものとする。

- 2) 本業務における数量の算出等は、「宇治市土木工事標準図集(案)」、国土交通省近畿地方整備局「土木工事数量算出要領(案)」に準ずるものとする。

その他検討に必要な基準について、受託者から提案すること。

### (管理技術者および照査技術者)

1. 受託者は、主任技術者、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせる

とともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

2. 受託者は、主任技術者、管理技術者及び照査技術者を選任したとき、技術者選任書に資格要件を確認できる書類（以下「確認書類」という。）を添付して調査職員に提出しなければならない。
3. 管理技術者は、総合技術管理技術士、技術士（建設部門）またはシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）（造園部門）の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
4. 照査技術者は業務の全般に渡り、照査技術者自身による照査を行わなければならない。また、受注者は、設計業務の履行にあたり共通仕様書による照査技術者を定めるものとする。
5. 主任技術者、管理技術者及び照査技術者は、受託者との間に雇用関係がなければならない。

#### （TECRIS）

受託者は、契約時または変更時において、請負金額が500万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は、変更のあった日から土曜日・日曜日・祝日等を除き10日以内に、完了時は、業務完了後10日以内に、適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

#### （打合せ等）

打合せ協議については、業務着手時、中間打合せ5回、成果品納入時の計7回を行うものとする。ただし、中間打合せは調査職員と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、成果品納入時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。

打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、調査職員に提出し相互に確認すること。

#### （設計基準等）

設計に当たっては、最新の諸基準及び参考図書ならびに本特記仕様書に基づき、設計業務を行わなければならない。

#### （疑義）

設計上疑義が生じた場合は、調査職員と協議の上これらの解決に当たらなければならない。

#### （資料の貸与および返却）

本市から貸し出す資料は、速やかに返却し他の目的に使用してはならない。

なお、以下の報告書の貸出しを予定している。

「令和3年度 西小倉中学校測量業務委託 報告書」

「令和4年度 西小倉中学校地質調査業務委託 報告書」

「令和4年度 西小倉中学校基本設計業務委託 報告書」

#### （土地への立入り等）

現地踏査等の実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ調査職員および土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、作業者は作業中必ず宇治市発行の証明書を携帯すること。

#### （地元関係者との交渉等）

現地作業実施にあたっては、学校関係者（宇治市教育部）、地元関係者（町内会等）等に対し作業への理解、協力を得ることはもとより、作業内容、状況等について地域に十分周知すること。現地作業に当たっては、周知のためのピラを調査職員の指示により作成し、各戸配布を行うこと。配布区域については調査職員より別途指示する。

( 守秘義務 )

受託者は業務内容およびその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、調査職員に直ちに報告し、調査職員の指示に従い対応すること。

( 2 ) 検討項目

1 ) 本業務では下表の項目について検討し報告書を作成すること。

| 項目      | 作業内容   |
|---------|--|
| 地下埋設物調査 | 下水道、上水道、ガス、電気、電話等の形状寸法・位置・深さ等の調査（供用中の敷地内を工事中であることから、現況と計画との差異が分かるようにしておく）                            |
| 現地踏査    | 敷地内交通規制（時間・通路）、支障物件等の把握、建築工事の施工状況の把握   |
| 土質調査の検討 | 雨水貯留施設設置箇所において必要となる土質調査について、発注に必要な調査項目・設計数量等についてとりまとめを行い、調査結果を本業務に反映させなければならない。                      |
| 設計計画    | 既設水路及び既存地下埋設物プロット、排水計画の検討、メイングラウンド貯留量、防球ネット高さ検討、照明設備の検討、サブグラウンドの大型バス乗り入れ検討、駐車場の軌跡検討、植栽検討、その他必要な設備の検討 |
| 各種計算    | 仮設等の計算   |
| 図面作成    | 位置図、平面図、縦断面図、横断面図、施設詳細図、構造図、照度分布図、仮設図等の作成  |
| 数量計算    | 既設構造物撤去、新設構造物設置、土工、舗装構成、仮設工法、その他の数量計算  |
| 工事費内訳書  | サブグラウンド及び通路工事費、R8年4月以降施工するメイングラウンド、テニスコート、駐車場及び駐輪場、雨水排水設備工事費を分割して算出                                  |
| 各見積書    | 見積もり比較表を含む   |
| その他     | 調査職員が指示する項目  |

2 ) 設計上、当然必要と認められる設計・構造検討・施工計画等は、業務に含まれるものとして受託者が行うものとする。

3 ) 図面作成

受託者は、以下の図面を作成するものとする。なお、正門・通路を含む北側と南側のメイングラウンドとそれ以外の施設を3工区に分割発注する図面を作成すること。

- 1 ) 位置図
- 2 ) 計画平面図
- 3 ) 縦断面図
- 4 ) 横断面図
- 5 ) 施設詳細図
- 6 ) 構造図
- 7 ) 仮設図
- 8 ) 舗装復旧求積図
- 9 ) 支障物件調査図（地下埋設物調査図・架空線調査図・移設検討図・その他）
- 10 ) その他調査職員が指示するもの

( 3 ) 照査

1 ) 照査の目的

受託者は、業務を行う上で技術資料等の情報を活用し、十分な比較検討を行う事により、業務の高い質を確保する事に努めるとともに、さらに照査を実施し、成果品に誤りが無いようにしなければならない。

2 ) 照査

受託者は、照査技術者による照査を実施するものとし、宇治市共通仕様書第1号第7条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施しなければならない。

1. 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行うものとし、特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行うものとする。
2. 基本的条件の整理が終了した段階で、設計条件および現地条件について照査を行うものとする。その際、地形・地質・土地利用・周辺設備などが設計に反映されているかの確認を行うものとする。
3. 設計計画の妥当性について
4. 比較検討の方法およびその内容について

(4) 報告書の作成

受注者は、業務の成果として、宇治市共通仕様書第2章第11条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 調査、計画の概要
- 各種検討の経緯とその結果
- 設計計算書
- その他必要事項

(5) 成果品

受託者は、下記に記載の成果品を納入しなければならない。なお、成果品に不備等が認められた場合には、必要な調査及び修正を行うものとする。

報告書は2部作成し、原稿一式、原図一式、電子媒体(CD-R)一式を添えて調査職員に提出するものとする。

また、製本はすべての表紙、背表紙ともタイトルをつけ直接印刷したものとする。

データはCD-Rに収めることとし、ファイル製本で納品することとする。手書き資料はPDF等でデータに整理すること。

- 1) 電子媒体(CD-R) : 2部
- 2) ファイル製本(A4サイズ報告書・図面) : 2部

| ファイル製本(A4) |  |                   |    |          |
|------------|--|-------------------|----|----------|
| 詳細設計       |  |                   |    |          |
| 図書名        | 内容   | 成果品形態             | 部数 | サイズ      |
| 図面         | 位置図(1/10000・1/2500)、現況図、計画平面図(1/250)、縦断面図、横断面図、施設詳細図、構造図、仮設図、舗装復旧求積図、施工計画図、区画割施設計画図、地下埋設物調査図、その他 | ファイル製本<br>・CADデータ | 2部 | A1<br>A3 |
| 数量計算書      | 全工種  | ファイル製本            |    | A4       |
| 工事費検討書     | 全工種  |                   |    |          |
| 支障物件報告書    | 位置図、平面図、埋設物調査報告書、移設検討書、その他   |                   |    |          |
| 設計資料       | 現地調査資料、工法検討資料、参考資料、その他   |                   |    |          |
| 協議記録簿      | 協議毎  |                   |    |          |
| その他        | 調査職員と協議によるもの   |                   |    |          |